

外郭団体が達成すべき事業経営に関する目標【中期目標】

1 外郭団体名

株式会社大阪水道総合サービス

2 所管所属名

水道局

3 中期目標の期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間

4 本市が行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割を果たすために当該外郭団体が行うべき事業経営に関する事項

(1) 当該外郭団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容

近畿圏における高い技術力等を有する数少ない水道事業者として、大阪府内をはじめ広く近畿一円の水道事業者である他の市町村からの要請を受けて締結した協定及び技術支援契約に基づき、対価を受けて他の水道事業者に対する技術的な援助や人材の確保及び育成等の支援を行うこと。

(2) 中期目標の期間終了時において(1)の行政目的又は施策によって実現しようとする状態

他の水道事業者から本市に対して支援の要請があった場合に、当該外郭団体を通じてその要請にこたえることができる状態

(3) (2)の状態を客観的に示す指標及び当該指標による目標（可能な限り定量的なもの）

指標1 : 他の水道事業者からの支援の要請に支援体制がないことを理由としてこたえられなかった件数

目標1 : 0（中期目標期間中）

指標2 : 研修の受講枠

目標2 : 令和2年度 480名以上

令和3年度 493名以上

令和4年度 507名以上

令和5年度 520名以上

中期目標期間累計で合計2,000名以上

(参考) 受講希望者に対する受講者の割合() 令和2年度 83.6%以上

令和3年度 85.9%以上

令和4年度 88.3%以上

令和5年度 90.6%以上

受講希望者を各年度とも令和元年度実績である574名であると想定した場合の割合

(4) (2)の状態にするために当該外郭団体が行うべき事業経営の具体的な内容

支援業務を担う人員の確保・養成など他の水道事業者からの支援を安定的かつ継続的に提供することができる体制を強化すること。

(5) (4)の事業経営の(2)の状態(成果)への貢献度を示す指標の例(可能な限り定量的なもの)

人員養成・ノウハウの蓄積に関する具体的な実施計画の策定と進行管理、支援をした水道事業者数など

5 その他当該外郭団体の事業経営に関する事項で本市の行政目的又は施策の達成のために必要と認めるもの。

特になし。

6 制定日

令和2年3月31日